［自由金利型定期預金規定］

１．（預金の支払時期）

この預金は、証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。

２．（証券類の受入れ）

（１）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。

（２）受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書と引換えに、当店で返却します。

３．（利息）

（１）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の２年後の応当日から預入日の５年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の１年前の応当日までの間に到来する預入日の１年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

Ａ 現金で受取る場合には、当連合会所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書とともに提出してください。

Ｂ 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

（２）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（３）この預金を第５条１項により満期日前に解約する場合または、第５条第２項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

① 預入日の１か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のＡ、ＢおよびＣ（ＢおよびＣの算式により計算した利率の小数点第４位以下は切捨てます。ただし、Ｃの算式により計算した利率が０％を下回るときは０％とします。）のうち、最も低い利率。

Ａ 解約日における普通預金の利率

Ｂ 約定利率－約定利率×30％

Ｃ 約定利率－ $\dfrac{（基準利率－約定利率）\times（約定日数－預入日数）}{預入日数}$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当連合会所定の利率をいいます。

② 預入日の１か月後の応当日以後に解約する場合には、次のＡおよびＢの算式により計算した利率（小数点第４位以下は切捨てます。ただし、Ｂの算式により計算した利率が０％を下回るときは０％とします。）のうち、いずれか低い利率。

Ａ 約定利率－約定利率×30％

Ｂ 約定利率－ $\dfrac{（基準利率－約定利率）\times（約定日数－預入日数）}{預入日数}$

（４）この預金の付利単位は 100 円とし、１年を 365 日として日割で計算します。

４．（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、第５条第２項第１号、第２号ア．からカ．および第３号ア．からオ．のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第５条第２項第１号、第２号ア．からカ．または第３号ア．からオ．の一にでも該当する場合には、当連合会はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

５．（預金の解約、書替継続）

（１）この預金は当連合会がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

（２）この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。

（３）次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当連合会はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

①　この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

②　預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

③　この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

④　この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

⑤　預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

ア．暴力団
イ．暴力団員
ウ．暴力団準構成員
エ．暴力団関係企業
オ．総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
カ．その他前各号に準ずる者

⑥　預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

ア．暴力的な要求行為
イ．法的な責任を超えた不当な要求行為
ウ．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
エ．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当連合会の信用を毀損し、または当連合会の業務を妨害する行為
オ．その他前各号に準ずる行為

６．（届出事項の変更、証書の再発行等）

（１）証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当連合会は責任を負いません。

（２）証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書の再発行は、当連合会所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

７．（印鑑照合）

証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当連合会は責任を負いません。

８．（譲渡、質入れの禁止）

（１）この預金および証書は、譲渡または質入れすることはできません。

（２）当連合会がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当連合会所定の書式により行います。

９．（預金保険事故発生時における預金者からの相殺）

（１）この預金は、満期日が未到来であっても、当連合会に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当連合会に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に預金者の当連合会に対する債務を担保とするため、もしくは第三者の当連合会に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保とするために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

（２）前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

①　相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、証書は届出の印章により記名押印して直ちに当連合会に提出ください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が預金者自身の債務である場合はその債務から、また、当該債務が第三者の当連合会に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

②　前号の充当の指定のない場合には、当連合会の指定する順序方法により充当いたします。

③　第１号による指定により、債務保全上支障を生じるおそれがある場合には、当連合会は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

（３）第１項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

①　この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当連合会に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

②　借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当連合会に到達した日までとして、利率、料率は当連合会の定めによるものとします。

また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては、当連合会の定めによるものとします。

（４）第１項により相殺する場合の外国為替相場については当連合会の計算実行時の相場を適用するものとします。

（５）第１項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当連合会の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺できるものとします。

10.（成年後見人等の届け出）

（１）家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

（２）家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

（３）すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされた場合にも、前二項と同様にお届けください。

（４）前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。

（５）前四項の届け出の前に生じた損害については、当連合会は責任を負いません。

11.（規定の変更）

（１）この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、郵送・電子メール等による通知、店頭表示・当連合会ウェブサイト（ホームページ）への掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

（２）前項の変更は、通知や公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

12.（規定の交付）

（１）規定の交付について、印刷した規定の配布、もしくは電子メール等による配布、当連合会ウェブサイト（ホームページ）への掲載等の方法により行うこととします。

（２）印刷した規定の交付を特に希望する場合は、当連合会窓口へ申し出てください。

以　上

（2026年10月１日現在）